

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	佐野市

佐野市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	産業文化部 農山村振興課
所在地	栃木県佐野市田沼町 974 番地 3
電話番号	0283-61-1163
FAX 番号	0283-61-1142
メールアドレス	nousanson@city.sano.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ、ツキノワグマ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ヒヨドリ、カワウ、カルガモ、アオサギ、ゴイサギ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	佐野市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、豆類、野菜、イモ類等	2, 101, 000円 534a
ニホンジカ	水稲、穀類、野菜等	266, 000円 73a
ニホンザル※	水稲、野菜、果樹、穀類等	— —
ハクビシン	野菜、果樹	43, 000円 5a
アライグマ※	野菜、果樹	— —
ツキノワグマ※	果樹	— —
鳥類※	麦類、野菜、果樹、水稲、魚類、生活被害等	— —

※被害報告はあるが、正確な被害金額や面積については不明

(2) 被害の傾向

イノシシ ニホンジカ	<p>市内中山間地域のほぼ全域に分布している。また、河川を移動経路とし、新たに市内南部の河川敷や河川流域の平野部へ分布が拡大している。今後はさらに拡大していくと思われる。</p> <p>イノシシについて、分布域周辺での水稲やイモ類の被害が多く、掘り起しによる畦畔や水路等の農業施設被害や平野部の庭を含む宅地周辺でも、掘り起し被害が発生している。</p> <p>ニホンジカについて、分布域周辺での水稲や野菜の被害が目立っているが、林業被害も発生している。</p>
---------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ニホンザル	<p>以前は市内山地の北部のみに分布していたが、年々南下しており、現在は市内中山間地域のほぼ全域に分布している。</p> <p>野菜や果樹などの農作物被害が多くなっている。また、人慣れし、追い払いをしても逃げずに威嚇してくる個体も多くいることから人身被害の懸念がある。</p>
ハクビシン アライグマ	市内全域に分布している。果樹の被害とともに、建物を棲家とすることにより騒音や糞害等の被害も散見される。
ツキノワグマ	市内の山間部に分布している。山地の堅果類が凶作の年に集落への出没が多くなる傾向にある。果樹の被害のほか、林業被害も発生している。
鳥類	市内全域に分布している。カラス類については麦類、実野菜の農作物被害が多い。ドバト、ムクドリは、糞害や騒音等の生活環境被害が多い。ヒヨドリは、春先のかき菜の被害がある。カワウやサギ類は、稚アユに対する被害額が大きいものと思われる。カルガモは水稻の被害がある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
イノシシ	2, 101, 000円 534 a	1, 452, 000円 435 a
ニホンジカ	266, 000円 73 a	204, 000円 73 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>市の事業 栃木県猟友会安蘇支部（以下「猟友会」という。）にイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ及び鳥類の捕獲を委託している。</p> <p>ハクビシン、アライグマについては、被害農家等に小型箱わなの貸し出しを行っている。 H30 57件 R1 99件 R2 80件</p>	<p>猟友会員の高齢化、若年者の補充が少ないことから狩猟免許所持者の確保が必要であるため、狩猟の公共的な役割と意義、必要性などについて、広報紙などにより広くPRし、狩猟免許取得の促進を図る必要がある。</p>

	<p>佐野市有害鳥獣被害対策協議会（以下「協議会」という。）の事業 イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル捕獲わなを作成し、猟友会に貸与している。</p> <p>わな猟初心者及びわな猟に興味のある方を対象に研修を行っている。</p> <p>捕獲鳥獣の処理方法 有害駆除従事者の負担軽減のため、市焼却施設により無償で焼却処分を行っている。</p>	<p>錯誤捕獲の防止や効率的な捕獲のため、ICTの導入や普及促進が課題である。</p> <p>非免許所持者に対し、ハクビシン、アライグマの効果的な捕獲技術の指導が必要。</p>																		
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>協議会の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気柵購入補助 農家等の申請に基づき、協議会がとりまとめて電気柵を購入する。申請者は約4割補助を差し引いた金額を負担する。 <table border="0"> <tr> <td>H30</td> <td>56件</td> <td>12,600m</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>18件</td> <td>4,300m</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>51件</td> <td>13,600m</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 侵入防止柵設置（整備） 地域団体の申請に基づき、協議会がワイヤーメッシュ柵を購入し、申請団体に現物支給する。設置及び維持管理は団体が実施する。 <table border="0"> <tr> <td>H30</td> <td>3団体</td> <td>2,000m</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>2団体</td> <td>864m</td> </tr> </table>	H30	56件	12,600m	R1	18件	4,300m	R2	51件	13,600m	H30	3団体	2,000m	R1	—	—	R2	2団体	864m	<p>電気柵の設置にあたり、雑草の繁茂による漏電や夜間のみ稼働等により、電気柵の効果が十分発揮されていない事例が多く、適切な指導が必要である。</p> <p>侵入防止柵について、里山林整備事業終了後の維持管理がなされていない地区もある。また、沢や林道など、設置場所の切れ目で被害が発生しやすい。他に、高齢化や労力不足により設置ができない地域がある。</p>
H30	56件	12,600m																		
R1	18件	4,300m																		
R2	51件	13,600m																		
H30	3団体	2,000m																		
R1	—	—																		
R2	2団体	864m																		
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>市の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 野生獣被害軽減のための里山林整備 県民税を財源とした「明るく安全な里山林整備事業」により緩衝帯を設置し管理している。 	<p>耕作放棄地や河川が多く、野生獣の住処や移動経路となっているため環境整備が必要である。</p>																		

	<p>H30 17 団体 110.5ha R1 16 団体 103.4ha R2 15 団体 98.8ha</p> <p>獣害対策講演 市職員により、各地区で被害防止対策の講演を行い、「地域ぐるみによる被害対策」の推進を図っている。</p> <p>生活環境被害対策 市街地の一般家庭の庭を含む、住宅地周辺的生活環境被害について、対策指導を実施している。</p> <p>研修 連携協定をしている大学の教授等を講師として、被害防止対策の研修を行っている。</p>	<p>様々な獣種による複合被害に対し、地域ぐるみによる総合的対策が必要であるが、山間地域では、高齢化や過疎化が著しく、被害対策(労力)に限界が生じている。</p> <p>研修及び大学の研究成果を十分に活用出来ていない。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(5) 今後の取組方針

○捕獲について

有害鳥獣の捕獲について、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の捕獲は従来どおり猟友会に委託して行う。また、捕獲体制を補完するため個人による捕獲を実施する。

捕獲わなについて、捕獲を実施する従事者の意見をふまえて整備し、捕獲体制の強化を図る。また、ICTの活用により捕獲活動の効率化を図る。

捕獲従事者について、非免許所持者も対象としたわな猟講習会の開催により従事者の確保に努める。

○被害防除について

防護柵について、雑草の繁茂による漏電や破損箇所からの侵入等、効果が十分発揮されていない事例が多いため、電気柵の設置講習会や侵入防止柵の維持管理指導を実施する。

また、ニホンザル対策について、集落ぐるみによる効果的な追い払い方法を指導する。

○環境整備について

里山林整備事業について、侵入防止柵の設置と組み合わせることで相乗効果が発揮されるため、事業の連携を図り総合的な対策を推進する。

地域ぐるみによる被害対策のため、市職員による獣害対策講演・研修を実施し各地域ごとの被害対策により、自衛体制の強化を図る。

○その他

野生鳥獣との共生を目的とした研究を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについては従来のとおり猟友会に捕獲業務を委託する。また、捕獲体制を補完するため実施地区の状況に応じて被害者個人等による捕獲を支援する。さらに、鳥獣被害対策実施隊と連携し、効果的な捕獲を実施する。

ハクビシン、アライグマ及び鳥類については、被害者又は被害者から依頼を受けた者が許可を受け捕獲を実施する。

ツキノワグマについては、対処捕獲とし、捕獲従事者の中で適当な者に捕獲の許可を与える。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4～6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ	・捕獲強化のため、わなの購入及び作成 ・捕獲従事者確保のため、わな猟講習会の実施 ・ICT活用による捕獲効率の向上 ・小型箱わなの貸出及び捕獲技術指導

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについては、過去の捕獲実績や被害の程度、捕獲従事者数などを勘案して捕獲計画数等を設定する。また、イノシシについては県内において豚熱（CSF）が発生したことから防疫措置を講じつつ捕獲を強化する。

ハクビシン、アライグマは、被害者又は被害者の依頼を受けた者が許可を得て捕獲する分を捕獲計画数とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	1,500	1,500	1,500
ニホンジカ	1,500	1,500	1,500
ニホンザル	150	150	150
ハクビシン	150	150	150
アライグマ	50	50	50
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
鳥類	必要最小限	必要最小限	必要最小限

捕獲等の取組内容
<p>イノシシ、ニホンジカの捕獲手段は箱わな、くくりわな及び囲いわな、ニホンザルの捕獲手段は大型捕獲わなまたは箱わな、ハクビシン及びアライグマの捕獲手段は小型箱わなによる。イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン及びアライグマの捕獲は通年行い、捕獲場所は加害獣の選択捕獲の観点から被害発生地又はその付近とする。</p> <p>ハクビシン、アライグマについて、被害者自らが捕獲する場合の処分における支援体制を整備する。</p> <p>ツキノワグマについては、人身被害防止のためやむを得ない場合は関係機関と協議の上、学習放獣を前提としたドラム缶型わなの使用、電気柵の内側にわなを設置する等、加害獣の選択捕獲に努める。</p> <p>剥皮による林業被害防止のための有害捕獲については、ツキノワグマ捕獲等許可基準により捕獲の判断をする。</p> <p>鳥類の捕獲は被害状況、実施期間及び区域等を考慮し、主に銃器により捕獲を実施する。</p> <p>また、捕獲行為が希少猛禽類その他の野生生物の生息に支障とならないよう配慮する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>大型獣（イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ等）の緊急捕獲等を想定し、捕獲及び止め刺しに使用する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
佐野市全域	全ての鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンジカ	ワイヤーメッシュ 柵 1,000m	ワイヤーメッシュ 柵 1,000m	ワイヤーメッシュ 柵 1,000m
イノシシ	電気柵 5,000m	電気柵 5,000m	電気柵 5,000m
ニホンジカ	電気柵 10,000m	電気柵 10,000m	電気柵 10,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ワイヤーメッシュ柵新規設置団体に対して学習会や集落点検を行う ・防護柵の維持管理指導を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワイヤーメッシュ柵新規設置団体に対して学習会や集落点検を行う ・防護柵の維持管理指導を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワイヤーメッシュ柵新規設置団体に対して学習会や集落点検を行う ・防護柵の維持管理指導を行う

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・獣害対策講演を行う ・里山林整備事業を行う ・実施隊による被害防止対策指導を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・獣害対策講演を行う ・里山林整備事業を行う ・実施隊による被害防止対策指導を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・獣害対策講演を行う ・里山林整備事業を行う ・実施隊による被害防止対策指導を行う

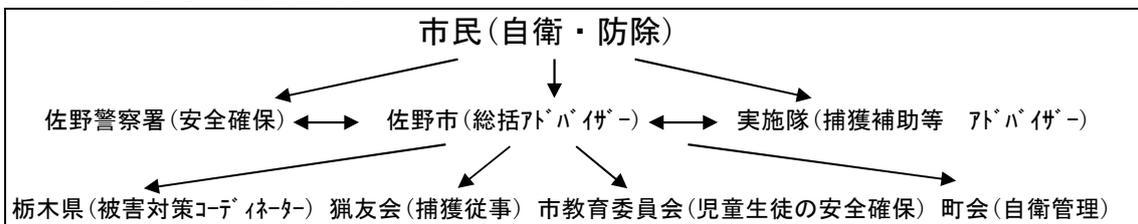
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
佐野市	関係機関への通報、防災行政無線による緊急放送 広報車による緊急パトロール、県を交えての加害獣に対する対応判断、被害防止のための研修・啓発

栃木県 (自然環境課・県南 環境森林事務所)	市を交えての加害獣に対する対応判断、 被害防止のための研修・啓発
佐野警察署	関係機関への通報、パトカーによる緊急パトロール 交通の規制、周辺住民の避難・誘導
猟友会	状況に応じて追い払い、わなによる捕獲又は銃器による 捕獲
実施隊	被害発生地区の調査及び巡回並びに被害対策に係る指導
町 会	回覧等により各世帯に注意喚起
佐野市教育委員会	児童生徒への注意喚起及び安全確保

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

市の焼却場での焼却又は埋却処分を基本とする。ただし、埋却処分については、捕獲現場からの搬出が困難な場合に限り、周辺の環境に悪影響を及ぼさないよう適切な処理をする。

イノシシ肉及びシカ肉については、原子力災害特別措置法に基づく出荷制限があることから、駆除従事者にその旨を周知徹底し自家消費の自粛を促す。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	原子力災害特別措置法に基づく出荷制限があることから、 当分の間、食肉としての活用を行わない。今後の有効活用のため、 市で独自にイノシシ肉の放射性物質検査を行うとともに解除後の利活用に向けて調査研究を行う。
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	佐野市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
被害地区の代表者	被害状況の把握、協議会事業の推進
猟友会	わな猟講習会への協力、有害鳥獣の捕獲
佐野農業協同組合	組合員への研修、被害に強い栽培方法の普及
栃木県農業共済組合 安足支所	共済加入者の防護柵設置への支援
みかも森林組合	森林被害の防止対策
佐野市農業委員会	耕作放棄地対策
佐野市	協議会事業の実施、協議会事務、連絡調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
栃木県 (自然環境課・農村振興課・経営技術課及びその出先機関)	市や協議会の行う被害防止対策及び捕獲に対する経費的・技術的支援 有効な被害防止対策や捕獲方法についての情報収集や試験研究
県南地域鳥獣被害対策連絡会議	県南地域における野生鳥獣による被害防止対策の推進 各構成機関の連携による取組及び情報交換
両毛有害鳥獣対策担当者会議	各構成市間の情報交換、担当者レベルでの懸案事項の解決策の検討
宇都宮大学	地域連携協定に基づく研修会・講習会への講師派遣 効果的な被害防止対策の助言及び助言
東京農工大学	同上
佐野市教育委員会	各構成機関の情報交換及び児童生徒への安全対策の指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和元年12月1日に佐野市鳥獣被害対策実施隊を発足。被害状況調査や被害対策に係る指導等を行うことで効果的、効率的な被害防止対策を実施し被害軽減を図る。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣管理士の活用と連携

鳥獣管理士に集落点検、研修講師及び防護柵設置指導等の活動の場を提供する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害範囲が市全域に及ぶものや人身被害が予想されるものについては、被害防止のために市民一人ひとりの理解が必要であることから、広報誌やホームページ等により被害防止対策の普及、啓発に努める。